

第3次明石市交通安全計画の策定に向けて

1. 計画の趣旨

本市では、明石市交通安全対策会議条例に基づき、明石市交通安全対策会議を設置し、平成23年度から、2次10年に渡る明石市交通安全計画を策定してきました。

本年度策定を予定している第3次計画（R3～R7）では、高齢者・歩行者などの交通弱者に重点を置き、道路や鉄道の具体的な安全対策の実施に向けて、市民及び関係機関とその情報を共有し、SDGsの基本理念に沿った、すべての人が安全で安心して暮らせるやさしいまちを目指します。

2. 計画の主な特徴

(1) 目標

市独自の目標として「すべての人優先」の考え方を市民に周知し、高齢者・自転車の事故件数の減少を目指して施策を展開していきます。また、一般市民にもわかりやすい計画とすることを目標とし、イラストや写真を多く用いる形式を用いることとします。

(2) 重点事項

①ソフト対策（人優先の考え方を浸透）

- ・交通安全意識の向上への取り組み（年代別交通安全教育の推進及び障害者、外国人への配慮）
- ・自転車の安全利用の推進
- ・自動車運転者の交通安全対策

②ハード対策（人優先の道づくり）

- ・歩行者を守る道づくり（歩行者優先の道路整備など）
- ・自転車通行空間の整備

③鉄道交通の安全

- ・駅施設の安全性の向上（ホームドアや列車接近の標示の設置及び駅周辺のバリアフリー化）
- ・踏切事故の防止及び踏切利用環境の整備

3. 今後のスケジュール

令和3年12月：交通安全対策会議委員、関係機関及び市民の意見（パブコメ）等を反映

令和4年1月：計画（案）を作成

2月：交通安全対策会議において計画を作成

3月：議会報告、公表